

生食発0527第3号
令和4年5月27日

都道府県水道行政担当部（局） 殿
厚生労働大臣認可 水道事業者 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
（公印省略）

水道法施行令の一部を改正する政令の施行について

水道法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第210号）が、別添のとおり、本日
公布・施行されました。改正の趣旨等は下記のとおりですので、その内容につき御了知
いただきますよう、お願いいたします。

また、都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下都道府県知事認可の水
道事業者に対して、本件を周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

給水装置工事主任技術者試験の受験手数料の額について、新型コロナウイルス感染症
対策に伴う費用等を含めた当該試験の実施に要する費用を勘案して改定するため、水道
法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）について所要の改正を行うも
の。

第2 改正の概要

給水装置工事主任技術者試験の受験手数料の額を次のとおり改定すること（令第13条
第2項関係）。

改定前 16,800円 改定後 21,300円

○ 水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	<p>（手数料） 第十三条（略） 2 法第四十五条の三第二項の政令で定める受験手数料の額は、二 万三千三百円とする。</p>
改 正 前	<p>（手数料） 第十三条（略） 2 法第四十五条の三第二項の政令で定める受験手数料の額は、一 万六千八百円とする。</p>

別添